

## 社会福祉法人十日町福祉会役員等報酬規程

(平成 29 年 3 月 24 日制定)

(平成 29 年 6 月 23 日制定)

## 第 1 章 総則

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人十日町福祉会（以下「当法人」という。）定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

## (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬及び退職慰労金を支給する。
  - (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給するとともに法人業務を行う場合には費用を弁償する。併せて、非常勤役員等については退職慰労金を支給する。
- 2 役員等に対する退職慰労金は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

## (常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 退職慰労金については、別表2に定める算式により算出される額
- (3) 常勤役員等が職務のために出張をしたときは、役員等旅費支給規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

## (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬及び費用弁償については、別表3に定める額
- (2) 退職慰労金については、別表4に定める額
- (3) 非常勤役員等が職務のために出張をしたときは、役員等旅費支給規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

## (当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

## (報酬等の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月21日とする。ただし、その日が休日又は土曜日に当たるときは、職員給与規程第6条に準じた日とする。
  - (2) 費用弁償については、翌月21日とする。ただし、その日が休日又は土曜日に当たるときは、職員給与規程第6条に準じた日とする。
  - (3) 退職慰労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内に支給する。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給することができる。

## (報酬等の日割り月割り計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- (1) 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
  - (2) 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
  - (3) 前号の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。
- 2 新たに非常勤職員等に就任した者には、就任した月から報酬を支給する。
- (1) 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、月単位で支給する。
  - (2) 前号の規定にかかわらず、非常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1 (常勤理事の報酬)

| 役職名  | 報酬の額   |
|------|--|
| 常務理事 | 年額 8,000,000 円<br>上記の金額の範囲で、理事長が定めた額を報酬月額とし、月額で支給する。 |

別表 2 (常勤理事の退職慰労金)

退任日における報酬月額に常勤役員としての在職月額を乗じて得た額に、次の区分に定める割合を乗じて得た額とする。

ただし、職員を定年前に退職して常勤理事に就任した場合は、上限月数にかかわらず、就任日から定年までの期間については、1.5 を乗じて月数を算出する。

| 役職名  | 報酬月額        | 在職月数上限 | 割合        |
|------|-------------|--------|-----------|
| 常務理事 | 退任日における報酬月額 | 60 か月  | 100 分の 13 |

別表 3 (非常勤役員等の報酬等)

## (1) 評議員

| 区 分  |  | 報酬の額        |
|------|--|-------------|
| 報酬   |  | 年額 30,000 円 |
| 費用弁償 |  | 日額 5,500 円  |

## (2) 理事

| 区 分  |      | 報酬の額         |
|------|------|--------------|
| 報酬   | 理事長  | 年額 600,000 円 |
|      | 副理事長 | 年額 240,000 円 |
|      | 理事   | 年額 120,000 円 |
| 費用弁償 |      | 日額 5,500 円   |

## (3) 監事

| 区 分  |  | 報酬の額         |
|------|--|--------------|
| 報酬   |  | 年額 120,000 円 |
| 費用弁償 |  | 日額 5,500 円   |

別表 4 (非常勤役員等の退職慰労金)

## (1) 評議員

| 区 分            | 金 額      |
|----------------|----------|
| 2 期以上在任し、退任した時 | 40,000 円 |
| 1 期増すごとに加算する額  | 20,000 円 |

## (2) 役員

| 区 分            | 金 額      |
|----------------|----------|
| 4 期以上在任し、退任した時 | 40,000 円 |
| 1 期増すごとに加算する額  | 10,000 円 |
| 理事長の場合の加算額     | 50,000 円 |